

『出張申請受付方式』のマイナンバーカードお渡しまでのながれ

- ① 住民環境課職員が指定の場所にお伺いしますので、次の書類をご記入ください。
- ・マイナンバーカード交付申請書
 - ・暗証番号設定依頼票
 - ・多目的利用申請書（越前町内の方）



このときに電子証明書の暗証番号と印鑑登録証証明書用の暗証番号を設定します。
（印鑑登録証証明書用の暗証番号は、越前町内の方で印鑑登録をされている方のみ）

また、次のものをご返納（ご提示）ください。

- ・マイナンバー「通知カード」
- ・個人番号通知書 ※
- ・住民基本台帳カード（あれば）
- ・たんなんカードまたは印鑑登録証（あれば）
- ・本人確認書類

おかえしします



顔写真付き2点（運転免許証など）または顔写真付き1点と無し1点（保険証など）

※令和2年5月25日以降に、マイナンバー「通知カード」に代わり交付を開始した個人番号通知書（A4サイズの紙）をお持ちの場合は、ご提示ください。返納の必要はありません。

- ④ マイナンバーカード交付申請書を住民環境課で取りまとめて、カードをつくる『地方公共団体情報システム機構』へ郵送します。
そのほかの書類などは、住所地の市区町村役場へ郵送します。

- ⑤ マイナンバーカードは、申請書を送付後1か月程度できあがり、住所地の市区町村役場に届きます。



越前町内の方は、職員が直接持参、または郵送します。

越前町外の方は、住所地の市区町村役場から郵送されます。

※郵便は、本人限定受取郵便または転送不要の書留郵便になります。

※申請時には、ご本人がご来庁ください。

出張申請方式では、代理人にマイナンバーカードの受け取りを委任することはできません。ただし、事前の了承が得られれば、ご家族に限りまとめてお渡しすることも可能です。



詳しくは、町ホームページをご覧ください。

（申請から受け取りのご案内）

問合せ先 住民環境課 34-8708